

放送・通信融合時代の コンテンツ流通の促進のために 今、なすべき2つの改革

2018年5月14日

規制改革推進会議 委員 林 いづみ

- 20XX年、
- ・ 同じ番組をリアルタイムに、TVでもPCでもスマホでも見られる、
 - ・ AI技術やブロックチェーン技術で自動的に、コンテンツの利用報告、課金、分配を完結できる。

海外では、もう実現していること
日本での実現はいつなのか？
そのために、今、何を改革すべきか？

1 . 放送コンテンツ製作に関する契約慣行の是正

現状の問題点

放送局 - (外部製作者) - 実演家等

契約書がない/契約はあるが二次利用の可否や対価等の条件を取決めていない
契約慣行の是正が進まない。

放送番組の、インターネットや海外での、二次利用を阻害(二次利用が必要な時は自由に使いたいvs二次利用の許諾には対価の確保が必要)

放送と通信の融合時代において、インターネット上のコンテンツ流通を促進する上で重大な障害となる契約慣行の是正策が必要

具体的な是正策

1 . 権利処理上の争点の整理

- 契約書作成・取引慣行についての実態調査における受発注側の認識の差異を検証

2 . 特別法に基づき、契約書作成・権利処理条件の明示を義務化

- 当事者で予め取り決めておくべき権利処理条件(著作権の譲渡対価、二次利用の窓口業務に関する事項、二次利用の収益配分に関する事項、著作権の譲渡・許諾に関する事項、紛争処理ADR等)を明記した雛形を整備

3 . 監視体制の確立

- 必要な機能: 専用の苦情申立て窓口の設置、独立性と調査権限。紛争処理ADR機能。スポンサー名を含む情報開示
- 公正取引委員会・中小企業庁の機能強化。
- BPOなど、上記機能の担い手について検討

参考：現状の問題点等

- 公正取引委員会：優越的地位の濫用規制と下請法違反の未然防止の観点から取引の実態を把握。受発注側の認識の差異がある。
- 下請法3条（書面交付義務）についての「指導」 - 放送関係で年間40～97件、勧告なし
- テレビ番組制作会社は、テレビ局等に比べて事業規模が小さく、特定のテレビ局等の取引に依存している傾向。そのため、以後の取引への影響を気にして、自ら被害を申告しづらい傾向。
- 著作権の譲渡対価、二次利用の窓口業務に関する事項、二次利用の収益配分に関する事項、著作権の譲渡・許諾に関する事項が定まっていない。
- 著作権の無償譲渡12.8%、二次利用に伴う収益の不配分10.1%
- 優越的地位の濫用規制上の問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答したテレビ番組制作会社は39.4%
- 平成29年6月に放送事業者と番組制作会社の両者が向き合う場として、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が発足
- 官邸に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設置。自主行動計画提出。全国に80名規模の取引調査員「下請Gメン」が活動。
- 完全製作委託型（制作会社に著作権が帰属すべき）にもかかわらず、放送局側の関与を理由に、著作権が放送局の帰属になるケース（ATP/松村氏）
- 外部製作番組の二次利用、実演家の権利の買取、所在不明権利者問題につき、取組が必要（音事協・中井氏、aRma・椎名氏）

2 . コンテンツ流通インフラ整備

現状の問題点

■ 権利情報の集中管理（孤児著作物を含む）

■ 包括的権利処理システム

■ 適正な収益の分配

に関する各議論と、

・ブロックチェーン技術等の活用に関する議論が、政府内でも取り上げられている。

しかし、放送・通信融合時代のコンテンツ流通促進にむけた、合目的な全体像とその実現時期の設定がない。

具体的な是正策

1 . ブロックチェーン技術、A I 技術を活用した海外実務を参考に、

省庁横断的に、～ の三位一体のコンテンツ流通インフラの全体像を設定する。

2 . 1 の全体像の実現時期と、工程表を策定する。

● 通信・放送の更なる融合を進めるため、蓄積のある放送分野のコンテンツについて先導的に進めるべき。

参考：議論の現状

- 権利者団体が利用者のために権利者検索や裁定申請を行うことによる負担軽減の効果を検証する実証事業を実施し、裁定制度の利用円滑化に向けた方策を検討。
- 著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係る調査研究等を実施し、具体的課題について検討。
- 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。
- 音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。
- コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築のための検討。
- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討。

以上